

令和3年6月市議会 教育厚生委員会資料

第73号議案 長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正する条例名	1
2 改正理由	1
3 改正の内容	1
4 施行期日	1
5 新旧対照表	1～3

こ ども 部

令 和 3 年 6 月



## 1 改正する条例名

長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

## 2 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「省令」という。）の一部改正に伴い、母子生活支援施設の長の資格要件に係る基準を見直す必要があるのと、書面で行う記録等の方法に係る基準を見直したいため。

## 3 改正の内容

省令の一部改正に伴い、省令で定める基準に基づき、次のとおり改正を行うもの（(1)については従うべき基準、(2)については参酌基準）。

### (1) 母子生活支援施設の長の資格要件に係る基準（第27条関係）

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童福祉法が改正されたことに伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準における母子生活支援施設等の長の任用要件のうち、児童福祉事業又は社会福祉事業に従事していた期間を、相談援助業務に従事していた期間を勘案するものと見直された。このことを受け本市における母子生活支援施設の長の任用要件を次のとおり見直すもの。

改正前：児童福祉事業又は社会福祉事業に従事していた期間

改正後：相談援助業務に従事していた期間

### (2) 記録の方法の見直し（第43条関係）

児童福祉施設及びその職員は、記録、作成等のうち、本条例の規定により書面で行うことが規定されているもの又は想定されているものについては、書面に代えて電磁的記録により行うことができることとするもの。

## 4 施行日

3(1) 令和4年4月1日

3(2) 令和3年7月1日

## 5 新旧対照表

条例（改正案）（傍線部分は改正部分）	条例（現行）（傍線部分は改正部分）
長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
目次	目次
第1章～第4章（略）	第1章～第4章（略）
第5章 雑則（第43条— <u>第44条</u> ）	第5章 雑則（第43条）
附 則	附 則
第1条～第26条（略） （母子生活支援施設の長の資格等）	第1条～第26条（略） （母子生活支援施設の長の資格等）

条例（改正案）（傍線部分は改正部分）	条例（現行）（傍線部分は改正部分）
<p>第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したものの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）</u>（国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>相談援助業務</u>を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉法第19条第1項に規定する社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間</p> <p>ウ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したものの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）</u>に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉法第19条第1項に規定する社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>社会福祉事業（同法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。）</u>に従事した期間</p> <p>ウ (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第28条～第42条 (略)</p> <p>(電磁的記録)</p>	<p>第28条～第42条 (略)</p> <p>〔新設〕</p>
<p>第43条 <u>児童福祉施設及びその職員は、記録、作成、その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p>	
<p>(委任)</p> <p>第44条 (略)</p>	<p>(委任)</p> <p>第43条 (略)</p>

条例（改正案）（傍線部分は改正部分）	条例（現行）（傍線部分は改正部分）
<p data-bbox="263 197 347 230">附 則</p> <p data-bbox="212 241 359 275"><u>（施行期日）</u></p> <p data-bbox="188 286 778 405">1 <u>この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第27条の改正規定は令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="212 416 359 450"><u>（経過措置）</u></p> <p data-bbox="188 461 778 710">2 <u>前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に母子生活支援施設の長として勤務している者については、この条例による改正後の長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する母子生活支援施設の長として勤務している者とみなす。</u></p>	